



ユネスコ「世界の記憶」

登録の手引

(仮訳)

この**登録の手引**は、記録遺産の国際登録簿への登録を申請する様式の記入にあたっての指針を提供することを目的としている。記録タイプの定義はまだ作成中であるが、2012年の締切りに先立ち、申請書作成に役立てるため、本手引は**現状のまま**発行する。

本手引は他言語でも発行され、これらは用意ができ次第ウェブサイトアップロードする予定である。

1 はじめに

本手引は、ユネスコ「世界の記憶」事業について耳にしたことがあり、特に、ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿に登録する記録遺産を申請することによってこれに参加することに関心のある全ての人に向けたものである。本手引には、申請手続を完了するために必要な情報が全て記載されているが、*General Guidelines to Safeguard Documentary Heritage* (<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001256/125637e.pdf>)、特に第4.2項の「選定基準」も参照すること。

「ユネスコ「世界の記憶」」事業とは何か？

世界中の貴重な記録文書の蔵書や図書館および博物館コレクションが保全され、世に知られるようにすることを目標とするユネスコの最重要事業である。

世界の文化遺産の保護および認識向上のためのユネスコの3つのイニシアチブの1つである。あとの2つは、傑出した普遍的価値のある建造物や自然遺産の*世界遺産リスト*を維持する*世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約*と、伝承や口承文化を認知し、その存続を支援する*無形文化遺産の保護に関する条約*で、こうした3つのアプローチが互いに補完し合っている。

ユネスコ「世界の記憶」は世界の*記録遺産*に関するものである。当事業には次の4つの目的がある：

- 最も相応しい技術によって保全を促進する
- 普遍的アクセスを支援する
- 記録遺産の存在や重要性について世界的な認識を高める
- 政府や意志決定者および一般市民に対し、新しい記録や既存記録の制作やアクセスにおいて真に民主的な特性を呈するデジタル時代にこそ、あらゆる種類の記録の保全やアクセスにより大きな努力が必要である旨警告する。

ユネスコ「世界の記憶」は、世界の記録遺産の保全およびアクセス状態に関するユネスコの懸念が高まったことを受けて1992年に始まった。ユネスコ「世界の記憶」は、図書館や記録保管所、博物館その他に収められている世界の記録遺産について、国や政府、共同体および個人がこれを尊重、保護、利用、支援する方法を変えていく長期的な取組として創設された。

詳しくは：ユネスコ「世界の記憶」のウェブサイト <http://www.unesco.org/webworld/en/mow> へ

本手引の中で括弧に入れられた数字は、本事業の基本的な*規則集*である *General Guidelines to Safeguard Documentary Heritage* (*記録遺産保護のための一般指針*) の条項やパラグラフ番号を指している。

- 指針をダウンロード：<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001256/125637e.pdf>
- 6つの公用語のいずれかの版のハードコピーの送付をユネスコに依頼することもできる。

記録とは何か？ 記録遺産とは何か？ [2.6]

記録とは、記号や符号（文書など）または音声や画像（録音録画、写真または映画など）で構成された品目で、（通常）移動、保存および複製や複写が可能である。

記録遺産とは、あらゆる種類の単一の記録、または論理的にまとまった集合体（コレクションや蔵書、保管資料群など）を構成する複数の記録を指す総称としてユネスコ「世界の記憶」事業で用いられる用語である。集合体のサイズは問題ではなく、その集合体をまとまりとする理由が重要である。コレクションとは、特定の状況や理由または目的（例えば題材や特徴、出所または歴史的関連性）によって集められた、それ自体で完結する個別記録の集合体である。保管資料群とは、個人または団体がその通常の活動過程において作成または受領し、将来の参考のために保管した記録の総体で、その管理上の文脈や各記録間の関係性が保全されているものである。蔵書とは、定義されたコレクションや資料群の一式またはより大きな集合体である。コレクションや資料群または蔵書は、様々な理由で複数の施設に分かれて所蔵されるようになっている可能性がある。

ユネスコ「世界の記憶」では、記録を、情報の内容およびこれを運ぶ媒体という2つの構成要素または側面を持つものとして定義している。これはいずれも非常に多様で、登録記録という文脈において、その重要性も様々である可能性がある。

一般に、伝統的な（アナログ）文書記録では、内容”content”と媒体”carrier”が一つのユニットを形成しており、これが通常、オリジナル（原本）とみなされる。こうした記録では、その価値の多くがその媒体の特定の性質に帰する場合がある（例えば最も美しいとか、或いは著名な人が制作および／または所有したものであるなど）。

機械可読記録（アナログ写真を除く全ての視聴覚記録および全てのデジタル記録）の場合、媒体は、物理的に情報を保持するために必要ではあるものの、ユネスコ「世界の記憶」の文脈における重要性は小さく、全く重要ではないことも多い。これは、デジタルおよび視聴覚情報は、一般に、1つのストレージ・プラットフォームや媒体から次のものへと移行することで保存されるからである。但し、例えばフォノグラムやパンチカード上の最古のデータなど、内容が特定の媒体に格納されていることが記録の登録理由になり得る場合もある。

- ▶ 様々な媒体タイプの視覚的例：
<http://www.unescoci.org/photos/showgallery.php/cat/522>
- ▶ 危機に瀕した遺産の例：
<http://www.unesco-ci.org/photos/showgallery.php/cat/523>

例えば：

テキスト資料（手書き原稿（年代不問）、書籍、新聞、ポスター、書簡、営業記録、コンピューターファイル等）。文書の内容は、インク、鉛筆、絵の具や塗料、デジタル形式またはその他の手段で記録されている可能性がある。媒体としては、紙、プラスチック、パピルス、羊皮紙、ヤシの葉、木の皮、石、布、ハードディスク、データテープその他の素材があり得る。

非テキスト資料（図画、地図、楽譜、図面、版画、図表、グラフィック等）。記録手段や媒体は同様に多様であり得る。

視聴覚資料（音声ディスク、磁気テープ、フィルム、写真等）。アナログ形式かデジタル形式かを問わず、あらゆる記録方法および形式のもの。物理的媒体としては、紙、様々な形のプラスチックやセルロイド、シェラック、金属またはその他の素材があり得る。

仮想文書（ウェブサイト等）。これは単一または複数のコンピューター上にある様々な情報源、または単一のコンピューター上の 1 つ以上のデータ媒体からのデータの集合体である可能性がある。

記録タイプの定義は現在詰めているところで、後日挿入される。

ユネスコ「世界の記憶」事業はどのように機能するのか？

ユネスコ「世界の記憶」事業は、ユネスコ事務局（本部パリ）と、本事業の一般指針に従って運営される各委員会やイニシアチブのネットワークを通してその責任を果たす。ユネスコ「世界の記憶」事業への連絡は、都合に合わせて、どの委員会を通じてでも行うことが可能である。

ユネスコ「世界の記憶」事業にはインターナショナル、リージョナルおよびナショナルの各コミッティと登録簿がある。それぞれが別個のウェブサイトを持ち、一般指針に沿って独立して運営している。このネットワークは常に成長しているため、ユネスコ「世界の記憶」事業のメインウェブサイト <http://www.unesco.org/webworld/en/mow> から入るのが便利である。

- ▶ 例えば、オーストラリアのユネスコ「世界の記憶」事業ナショナル・コミッティは、国内登録簿の www.amw.org.au を維持しており、アジア太平洋リージョナル・コミッティ (MOWCAP) www.unesco.mowcap.org のメンバーである。オーストラリアの記録遺産は、ユネスコ「世界の記憶」の国内、アジア太平洋および国際の各登録簿に登録されている。

ユネスコ「世界の記憶」の主要機関は以下の通り：

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会 (IAC) [5.8]

これがユネスコ「世界の記憶」の運営主体である。本事業の全体としての計画および実施についてユネスコに助言を行い、他の委員会の業務を監視し、ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿への新規登録（追加品目）の全てについて、ユネスコ事務局長に提言を行う。諸規則（ウェブサイトに記載）に従って運営され、記録遺産の管理や保護の分野の権威者の中から選ばれた 14 名の専門家で構成される。委員は事務局長が任期付きで任命し、個人の資格で任務に当たる。IAC は 2 年に 1 度 定例会合を開く。IAC ならびに IAC の下部機関である委員会事務局、登録分科会、技術分科会および

マーケティング分科会は、財政、ロジスティックおよび事務管理面でパリにある事務局からサポートを受ける。各部局の役割や委託事項については、ウェブサイトおよび指針の中で説明している。また、新たに（2011年）組織された教育訓練作業部会もある。

リージョナル・コミッティ [5.8]

リージョナル・コミッティは、ユネスコの公式地域グループ毎に置くか、または共有文化や共有利益といったその他の要素に基づいて設置することができる。現段階では、アフリカ（ARCMOW）、アジア太平洋（MOWCAP）およびラテンアメリカ・カリブ諸国（MOWLAC）のリージョナル・コミッティが存在する。その役割は、特に、ユネスコ「世界の記憶」ナショナル・コミッティに奨励や助言を与えこれを監視するほか、啓発活動、トレーニングワークショップの開催、ならびに地域登録簿の維持管理を行うことである。各委員会は独自の運営規則および運営方法を持つ。IACと同様、業務進行のための然るべき下部委員会が設けられている。

ナショナル・コミッティ [5.7]

ユネスコ「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、当該国のユネスコ国内委員会が創設し、認証する機関である。ナショナル・コミッティの活動には、ユネスコ「世界の記憶」国内登録簿の維持管理や、トレーニングおよび啓発活動などがある。委員や諸規則についてはユネスコ国内委員会が決定する。アプローチは国によって様々である。例えば、適切な機関や政府の関係省庁の代表者で構成される委員会もあれば、専門知識に基づいて選任された幅広い経歴の専門家で構成される委員会もある。

- 執筆時現在、約60のユネスコ「世界の記憶」ナショナル・コミッティが活動する。以下参照：<http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/about-the-programme/national-memory-of-the-world-committees/>

なぜ登録簿か？ [4]

登録簿は、ユネスコ「世界の記憶」の目的を達成する最も目に見えやすい手段である。登録簿は、記録遺産の保全という抽象的な理念をアクセス可能で具体的なものとするに役立つ。重要で代替不可能な「世界の記憶」を漸次特定し、認証し、ハイライトしていくことによって、保全、アクセス、認知というより大きな目的が促進され、前進するのである。ある品目をいずれかのユネスコ「世界の記憶」登録簿に登録することは、その恒久的な価値と重要性をユネスコが宣言することである。これによって、当該品目を保有する機関の地位も高まる。長期的には、これらの登録簿は、ほとんど知られていない記録遺産を可視化することによって、世界史の認識と理解のバランスの再調整に貢献するだろう。

登録簿はどこで見ることができるか？

登録簿はオンラインで見ることができる。ユネスコの「世界の記憶」ウェブサイトか、またはリージョナル、ナショナル・コミッティのウェブサイトからアクセス可能である。各登録内容には要約情報と写真が含まれ、デジタル化されていてオンラインでアクセスが可能な品目にはリンクが貼られている場合もある。詳しく知りたい場合は、申請書類の本体部分自体もオンラインで読むことができる。増え続けるユネスコ「世界の記憶」登録簿記載品目の内容へのアクセスについても、ワールド・デジタル・ライブラリーとユネスコおよび保管施設の協力によって開発が進められている。

2 登録簿

異なる登録簿があるのはなぜか？

記録遺産の保全業務を強化し、ユネスコ「世界の記憶」をよりきめ細かく掬い上げるために異なる登録簿が存在している。個別のユネスコ「世界の記憶」国際登録簿、地域登録簿、および国内登録簿がある。

各登録簿への登録は、基本的に同じ基準に基づいているが、その属する文化背景に合わせて調整が加えられている。登録簿は、それぞれユネスコ「世界の記憶」インターナショナル・コミッティ、リージョナル・コミッティまたはナショナル・コミッティが個別に管理している。3つの登録簿の根本的な違いは、記載される記録遺産の地理的な影響の範囲である。

最も古く、最大かつ最もよく知られているのはユネスコ「世界の記憶」国際登録簿である。これは1997年に始まり、長年これが唯一のユネスコ「世界の記憶」登録簿であった。その他の登録簿はより最近になって創設されたものである。

世界の記録遺産は、単一の登録簿では手に負えないほど非常に膨大かつ複雑である。地理的区分に基づく登録簿は、地域や国内の然るべき専門知識や現地のリソースを生かし、単一の登録簿のみでは不可能であろうやり方で候補品目を評価することも可能にする。

3つの登録簿に序列をつけることは意図されていない。ユネスコから見ればいずれも等しく重要であり、登録品目1つ1つについてその重要性をユネスコが承認・認証したという意味において、全ての登録品目には同等の価値がある。

ユネスコ「世界の記憶」の登録簿は、それぞれが独自の申請プロセスや期限を設けている。簡略化するために、本手引ではユネスコ「世界の記憶」国際登録簿への申請プロセスに焦点を当てるが、各ステップや論点は、他の全てのユネスコ「世界の記憶」登録簿に当てはまる。地域または国内登録簿用の申請関連情報や様式は、該当するユネスコ「世界の記憶」リージョナル・コミッティまたはナショナル・コミッティから提供可能である。

なぜ申請するのか？ どんな利益があるか？

ユネスコ「世界の記憶」登録簿への登録それ自体は、終点ではなく出発点である。

登録簿への記載は、当該記録の世界的重要性を公的に宣言するもので、これを広く知らしめることになる。記録は、文化史および社会史に重大な影響を与えた目に見える記録の連続体の一部となり、やがて歴史の再解釈を引き起こすのである。登録によってアクセスが容易になり、世間の注目を招く。ユネスコの承認という象徴的な重み加わり、それ自体がユネスコの認証を確認するものであるユネスコ「世界の記憶」(MoW)のロゴの使用権が与えられる。つまりこれは誇りと名声の源なのである。所蔵する記録遺産や所蔵機関の評判は、既に登録されている品目との関連によって高まるし、所蔵機関やその保管する記録遺産に対する財政支出やその他の費用を目に見える形で正当化する。

いずれかの登録簿への所蔵遺産の登録には戦略的な価値がある。価値は、状況によって様々である。その安全や手入れおよび保全に責任を持つ組織にはプラスに影響する。危機にさらされている遺産を保護するためのスポンサーや資金の獲得につながる場合もあるだろう。当該記録遺産の安全を高める影響がある場合もある。登録によって、記録保管施設全体が閉鎖と取り壊しを免れたケースすら記録されている。

誰が申請できるか？

登録簿に登録する品目の申請は誰でも行うことができる。

実際のところ、ほとんどの申請は、図書館や記録保管所または博物館が自ら保管する品目を提案する形で行われる。こうした施設は、事務局が評価のために必要とするような情報を提供するのに最適な立場にあるからである。しかし、様々な民間団体や公共団体、国際団体や個人からも申請は行われている。

地域または国際登録簿に登録する品目を申請する場合は、自国のユネスコ「世界の記憶」ナショナル・コミッティ（あれば）をプロセスに関与させるのが得策である。これは必須ではないが、その国のユネスコ「世界の記憶」ナショナル・コミッティかユネスコの国内委員会が申請を支持している場合、その推奨は評価プロセスにおいて考慮されることになる。

プロセスはどのようなものか？ 競争プロセスか？ 割り当てはあるか？ 手助けは得られるのか？

申請は競争プロセスではない。どの申請も、基準に照らして判断される。基準を満たすか満たさないかのいずれかである。

一般的に、今のところ各国または団体から受理される申請の数に総数制限はない。ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿のみ、2年毎の各サイクルにおいて、1国につき2件という審査制限があるが、これは仕事の負荷を管理するための実際的な方法である。（3件以上の申請が来た場合は、優先順位を決めるよう、その国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティ、またはナショナル・コミッティがない場合はユネスコ国内委員会および／または関連のリージョナル・コミッティに依頼することになる。）但し、この制限は、複数の国の複数機関の協力による共同提案には適用されず、これは各加盟国の割り当てにはカウントされない。ユネスコは、国際協力を促進する。

申請書の作成において手助けが必要な場合は、ユネスコ「世界の記憶」のナショナルまたはリージョナル・コミッティのいずれかに依頼するか、または事務局に集める必要のある情報の範囲やそのまとめ方について説明してくれる相談役の紹介を依頼することができる（技術援助と呼ばれる）。もちろん決まった手順はあり、相談役は手続を代行することはできないし、また当該申請が審査に通る可能性が高いかどうかについて意見を表明することもできない。

締切りについて：国際登録簿および地域登録簿、ならびにほとんどの国際登録簿は、2年のサイクルで申請を受理している。申請は公表された締切日までに届かなければならず、間に合わなかった場合は次のサイクルで検討されることになる。例えば、ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿の締切りは通常、偶数年（例えば2012年や2014年）の3月31日で、これは厳守される。申請に関する最終決定は、奇数年（例えば2013年や2015年）に下される。

3 申請書の作成－申請様式記入の手引

ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿用の注釈付き申請様式を本書末尾に添付する。様式は

<http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/MoW%20Nomination%20form%20new.doc> からダウンロード可能で、拡張可能な電子テンプレートとして利用することができる。（あらゆる様式と同様、随時改訂される場合がある）。

注釈によって、様式各欄の記入方法を説明している。申請の「心臓部」についての詳しい解説を以下に示す：

- 登録の基準
- 評価の役に立つ「関連情報」

基準（様式の第5項）

これは、申請する記録遺産がいかに基準を満たすかを示すことにより、登録すべき理由を述べる欄である。順番に見て行こう：

真正性 [4.2.3]

当該遺産は、単一記録か複数記録の集合体かに関わらず、見かけ通りまたは主張通りのものであるか？当該記録の由来や所有履歴といった**来歴**が確実にわかっているか？オリジナルを騙った複製品や模造品、手の込んだデマや詐欺、内容が改ざんされた「本物の」記録など、偽物や偽造の例は、歴史上枚挙にいとまがない。そうした記録はあらゆる形で存在し得る。

- 例：NOVAの「*Viking Deception*」ウェブサイトには数々の有名なデマ話が列挙されている：<http://www.pbs.org/wgbh/nova/vinland/fakes.html>

真正性の証明は必ずしも簡単な問題ではない。デジタル技術は、改ざんの痕跡を残さずにテキストや画像および音声を加工する多大な可能性を提供している。

時には、原本はもはや存在せず、真正性の証明が、例えば中世の写本のようにそれぞれが独特の際立った特徴を持つ、歴史上存在した複製品を特定するという問題になる場合もある。特に、視聴覚媒体は容易に複製可能で、原本は残っていないことがある。必ずしも最も古い媒体が最も本物に近い内容を保っているとは限らない。フィルムや写真は、様々な方法で改ざんしてその内容を変えることが可能である。

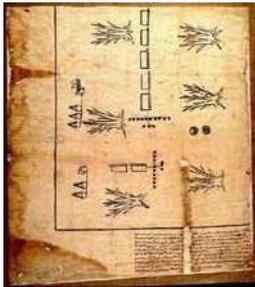
世界的重要性；唯一かつ代替不可能である [4.2.4]

上記用語はよく誤解され、申請において立証不可能な主張が行われる原因となっている。これらは場所によって、或いは南北または東西のどの視点に立つかによって、異なった形での解釈が可能である。重要なのは、当該記録遺産がいかなる**影響**を持ったのか、または意味するののかということと、その効果が地理的にどれほど広範囲で感じられたかということである。影響は、直接的かつ即時である場合もあれば、間接的で捉えにくく、時間が経って初めて認識される場合もある。（例えばネット検索を通じて）数字で測定可能なものもあれば、その創作後に起こった出来事によ

って推察可能な場合もある。

歴史は「勝者」によって書かれるということが言われることがある。しかし、時には「敗者」も声を持ち、影響を持った場合もあったのであり、ユネスコ「世界の記憶」の登録簿により、やがてそのバランスを正す試みが可能となるだろう。

しかし、**価値**と**影響**というより広い問いに答えるには、その記録遺産が失われるとしたらどれほどの痛手となるかを考えるとよい。それが失われると世界の遺産は貧弱化するだろうか？それは歴史の流れに実際どれほどの影響を及ぼしたか？或いは、それは喪失すると世界の記憶が貧弱化するような情報（絶滅種のフィルム映像や録音など）を含んでいるだろうか？



- ▶ 例：メキシコ、オアハカ溪谷の侯国の写本
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Codices%20from%20the%20Oaxaca%20Valley%20%20Nomination%20Form.pdf
- ▶ エジプト、スエズ運河の記憶
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/egypt_suez_canal.pdf

唯一とは他に類がないことであり、**希少**と同じではない（以下参照）。この言葉は通常、記録の原本、または他の類似の記録にはない決定的な特徴がある記録に用いられる。

代替不可能であることは唯一性の価値を強化する。いかなる複製または代替品も、その唯一の原本と同じ重要性や固有の特徴を持ちえないということである。

ここでは**内容” content”**だけでなくその**媒体” carrier”**の重要性も大切である。この2つには、一方が他方を形作るという重要な関係性がある場合があり、媒体の工芸的価値も評価されなければならない。記録の中には既知の技術では正確に複製できないものもある（特定の色刷写真処理法を用いたものなど）。中世の写本の写真複製またはデジタルコピーは、内容文は変わらず簡単に読むことができるものの、原本とは非常に異なる物である。

個別基準 [4.2.5]

3つ目の審査項目は、当該記録遺産が以下の基準の**1つ以上**を満たすかどうかである。**全てを満たす必要はない**が、満たしている基準については回答するのが有益である。

1 時間、時代的側面：当該記録遺産がその創作された時代をいかに反映するかについて何を述べることができるか？時代は変化する：政治的、文化的もしくは社会的変化や、思想や信念の変遷、革命や逆行、対照的な文化に属する人々の接触の時期がある。当該記録は、歴史の特定の時期について我々がより良く理解する助け

となるか？

記録遺産は、重要であるためには「古い」ものでなければならないわけではない。古さの概念は相対的である：100年遡る記録を「最近」と見る国もあれば、「古い」と見る国もある。近い過去の記録は、重要な出来事や動きの影響を示すことができるが故に重要であることもある。

- 例：トルコ、ボアズキョイのヒッタイトの楔形文字の粘土板
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/turkey_hitti_te_cunei_form_tablets_bogazkoy.pdf
- カンボジア、トゥール・スレン記録文書：
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/cambodia_tuol_sleng_genocide_museum_archive.pdf

2 場所、地域的側面：記録遺産は、特定の場所や地域にとっての文化的・歴史的価値ゆえに重要であることもある。その場所は、それが歴史的な出来事と関連するために重要であったか？その場所は、そうした出来事の性質に影響を与えたか？後の歴史に影響を及ぼした政治的、社会的または宗教的運動の発祥地だったか？その環境そのものが、そうした運動の発展の仕方に影響したか？当該記録は、どのような形でこのことの証拠を提供しているか？

- 例：ドイツ、ベルリンの壁の建設と崩壊および1990年の2プラス4条約
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Germany%20Berlin%20Wall.pdf
- レバノン、ナハル・エル・カルブの記念石碑
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Commemorative%20stela%20of%20Nahr%20el-Kalb%20Mount%20Lebanon.pdf

3 人々、人間的側面：当該記録は、何らかの広範で重大な影響を持つか、または持った個人や国民または文化的集団の生活や仕事との間に固有の結びつきがあるか？分野は文学、音楽、芸術、化学、政治、宗教、スポーツなど、あらゆる分野が考えられる。より大まかに、当該記録はより広範な社会的または政治的な動きを描写するものか？

- 例：トリニダード・トバゴ、コンスタンティン・コレクション
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/Trinidad%20Constantine.pdf
- セルビア、ニコラ・テスラの記録文書
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/serbia_nikola_tesla_archive.pdf

4 題材とテーマ性：当該記録遺産は、歴史の歩みにおける重要な題材や重大テーマまたは発展を示しているか？例えば、車輪からインターネットまで、あらゆる偉大な発明は、歴史の進路ならびに国々や社会の進歩および発展を形作ってきた。国民国家（ユネスコの構造の基盤）の概念の出現は歴史的進化であった。

- 例：マンハイム、カール・ベンツの特許DRP37435号「ガスエンジン運転自動車」（1886年1月29日、ドイツ）
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/germany%20Benz.pdf
- 人権関連文書：アルゼンチン、カンボジア、ドミニカ共和国等
<http://www.unesco.org/webworld/en/mow-register>

5 **記憶形態**：記録は、歴史の過程においてその性格を変え、多方面へと拡散してきた。媒体は、情報つまり「内容」の入れ物であると共に目的物でもある。時に、形式や様式は、社会慣習や産業的伝統、または歴史の特定期間に関係する。その特定の記録の形式や様式について、美的または産業的に見て**顕著な点**はあるか？今や姿を消したか、姿を消しつつある様式の一例であるか？

- ▶ 例：中国、古代ナシ族トンバ文字写本
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/china+Ancient+Naxi+Dongba+Literature+Manuscripts.pdf
- ▶ 日本、山本作兵衛コレクション
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/japan_sakubei_yamamoto_collection.pdf

6 **社会的・精神的・コミュニティー的な重要性**：この概念は、精神的または神聖な価値という観点から記録または記録群の重要性を表す方法である。これによって、特定の共同体が当該記録に抱く愛着や、これが現在の当該共同体のアイデンティティや社会的結合にいかに関与しているかを表すことができる。

この基準の適用は現存の重要性を反映するものでなければならない。つまり当該記録遺産は、現代を生きる人々に対し感情的な威力を持つものでなければならない。当該記録遺産をその社会的・精神的・共同体の重要性のために崇めてきた人々が、崇めることをやめるか、または死んでしまったら、当該記録はその特有の重要性を失い、いずれは歴史的重要性を獲得する可能性がある。

- ▶ 例：コーランの彩飾写本、キリスト教の聖書、仏教経典など、木版画および織物；文字ベースの書道、旧式の視聴覚媒体
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/slovakia_basagic_en.pdf
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/korea_tripitaka.pdf
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/denmark_hamburg_bible_bertoldus.pdf

関連情報 [4.2.6]

これらの情報は選定基準ではない。申請内容を評価し、申請対象資料がどのように保管・管理されているかを明らかにするために、申請対象の知的および物理的背景を提供する以下の情報が必要とされる。

1 **希少性**：希少な品目とは、必ずしも唯一または代替不可能なものではなく、ある種類または分類の記録の数少ない残存原本の1つである。典型的な例が「希少本」で、数千部が印刷されたが、残存が知られているのは数冊に過ぎないものだ。これらは、残存する全ての本に共通の特性を共有しながら、一冊一冊がそれぞれ唯一の特性を持つ可能性がある。

2 **完全性**：記録は、全てが揃った完全な状態ではなかったり、状態が悪かったりすることがあり、その限りにおいてその完全性の一部が失われている。例えば、紙の記録の場合、個々のページが破れていたり、不完全だったり、コピーに差し替えられたり、或いはすっかり欠落していることがある。記録が他の方法で改変され、または損傷している場合もある。一連の記録や保管資料群から記録文書が抜

かれた場合も、その完全性は損なわれている。

視聴覚媒体の場合、多くの重要な作品が不完全な形、またはその時点で利用可能な情報源から最善の資料を集めた「再現」版でしか残っていない。こうしたバージョンは、後の発見によって置き換えられることがある。

➤ 例：メトロポリス：

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/germany_metropolis.pdf

3 脅威：[3.6, 4.2.4, 4.3.3, 4.4.2, 5.5] 記録遺産は全て、長期的には残存が危ぶまれている。リスクは、取扱や保管、保存およびアクセスの実行を優れた専門的な方法で行うことや、その保管状況の予測可能性および安全確保によって最小化することができる。「世界の記憶」事業は、短期・長期のいずれについても懸念している。

多くの媒体は、物理的にも電子的にも脆弱であり、保存の実際的なことについては一般に知られていないことが多い。長期的な保存を確実にするための資源、設備、技術が非常に限られている機関が多く、社会的、政治的および安全確保の状況が記録の残存に資するものではない場合もある。記録遺産事業では、こうしたあらゆる要素を考慮して、脅威のレベルを判断する。登録によって、記録の安全性や、適切な手入れを受けて長期的に残存できる可能性を大いに向上させることが可能な場合がある。

➤ 例：<http://www.unesco-ci.org/photos/showgallery.php/cat/523>

4 管理計画 [4.4.2]：管理計画があることが非常に望ましい。管理計画があれば、申請書にこれを記載すること。ない場合はない理由を提示すること。

管理計画は詳細なものでも簡単なものでも構わないが、**現実的**でなければならない。ほとんどの機関には理想的な環境や無限の資金はなく、差し当たって可能な最善を尽くすしかないのであって、その通り述べるのが重要である！

理想的な— 繰り返すが、あくまでも**理想の**— 管理計画とは、当該記録遺産の重要性について記述し、アクセスと保全に関する当該機関の方針と手続に言及し、保全予算を設定し、利用可能な保全の専門技量や設備について説明し、当該記録遺産が置かれている物理的環境（空気の質や温度、湿度、棚、セキュリティなど）について説明し、災害対策戦略を含むものである。

簡潔の美德

申請書は包括的であるべきだが、必要以上に長くはならない。不要な繰り返しや選定基準に関係のない議論を申請書に記載することは、評価業務をより面倒なものにするだけである。申請書はその分量ではなく、品質によって判断される。例えば15 ページを超えるようであれば、記載されている全てが登録の主張のために必要であるかどうかチェックすべきである。長さに必要最小限や最大限の決まりはないが、常識を働かせること。

4 結果：申請書の提出後は何が行われるか？

評価プロセスとフィードバック

パリのユネスコ事務局に申請書を提出すると、事務局はその受領を確認する。この時点で、申請書に不備があることが明らかであれば、事務局は追加情報を要請することがある。

申請の締切日（偶数年の3月31日）後、申請書は、登録小委員会（RSC）のメンバーの一人に割り当てられて調査を受ける。メンバーは、照会先（申請書に記載されている人およびその他の専門家の両方）に連絡して選定基準に対する主張を評価してもらい、RSCに対する第1次報告書を作成する。RSCは、会合の開催時に申請書と報告書について議論を行い、申請書が選定基準を満たしているか、または（例えば）申請者から追加の情報が必要であるかについて、暫定的意見をまとめる。会議後、申請者はRSCの結論についてフィードバックを受け、追加情報が必要であれば要請される。これには申請者とユネスコ事務局との間のやり取りを伴う場合もある。

この段階の後、小委員会は再度会合を開いて各申請書に関する最終意見をまとめ、これがユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）に提出される。次は、IACが会合開催時にRSCの意見を検討し、申請書について基本原則から再考する場合もある。各々の案件について、同委員会はRSCの意見に賛成する場合もしない場合もある。最終的に、同委員会は登録申請品目のリストを決定し、これをユネスコ事務局長に提出する。事務局長の決定が最終決定である。

登録の発表

認定された申請品目は、事務局長が発行する報道発表において発表され、申請者の全員に事務局から書簡で結果が通知される。新規登録品は直ちにユネスコ「世界の記憶」ウェブサイトに記載される。

式典および例を挙げて認定証の授与

認定を受けた申請者の全員に公式の登録認定証が授けられる。他の方法がない場合、認定証は郵送されるが、それでは登録を促進する機会を逃してしまう。正式な認定証授与式の開催は、授与を受ける側とユネスコの双方の利益となる注目を集めるPRイベントとなり得る。ユネスコ事務局は、手段の許す限り、そうした手配に喜んで協力する。

広報

登録遺産の保管者は、そうした立場について宣伝し、登録された品目に世間の注目を引くことが奨励される。例えば、多くの機関では、登録品目を公開展示したり、アクセスが容易なようにデジタル化したり、自らのウェブサイトを通じて認知を促進したり、複製品を商品として販売したりしている。制限は想像力のみである。

ユネスコ／「世界の記憶」ロゴの使用

ユネスコの名称およびロゴの使用は、ユネスコの運営機関が定めた規則に従って行うべきもので、不正使用は厳しく禁じられている。しかし、登録遺産の保管者は、専用のユネスコ／「世界の記憶」ロゴを使用する権利を有し、その使用が奨励されている。これは要求に応じて保管者に送付される。ロゴ使用の指針およびリクエスト様式はユネスコ「世界の記憶」のウェブサイトで購入できる。

▶ 以下からダウンロードすること：

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HO/CI/CI/pdf/mow/mow_guidelines_on_logo_use_en.pdf

申請書が選定から漏れた場合はどうなるか？再度申請が可能・・・

申請書が選定から漏れた場合、以降の選定期間に改訂版を再提出することができる。再提出を考える場合は、前回の申請で提示した論点を見直し、申請を後押しするために提供できる追加の情報がないか検討すべきである。事務局から受けたフィードバックを考慮に入れ、申請を支持してくれる権威ある照会先が他にいないか検討すべきである。

5 よくある質問

知りたかったけれど訊ねにくかったこと全て・・

デジタル文書、データベース、ウェブサイト [4.3]

デジタル文書は、その内容、元のファイル形式（またはそれに相当する保存形式）および解像度（当てはまる場合）によって定義される。クローン（複製）がある場合、これらは同じ版の本がどれも同じであるのと同様に全く同じである。それらが異なる場所に置かれていても、これは LOCKSS 保存戦略の通常のプロセスである可能性がある。当該デジタルオブジェクトがその時に地理的にどこに置かれているかは、保存戦略の結果によって変わることがあるので、定義することに意味はない。

デジタル文書は、同じ内容がオリジナルとは別のファイル形式および解像度で保存されている場合は、オリジナルの 1 バージョンと呼ばれるべきである（例えば解像度が 96/24 のリニアウェーブ形式のオリジナルファイルの MP 3）。これはオリジナルとはみなされない。しかしオリジナルの CD オーディオストリームのウェーブファイルは相当する保存物として容認されるべきであるが、オリジナルのビットストリームに関しては同一ではない。誰もが推奨する良い実践事例は、オーディオ CD を同じ解像度のウェーブファイルに変換するというものである。これは、しっかり保護するために原本にカバーをつけて製本することのデジタル版に相当する。

文書が登録基準をいかに満たしているかを説明するに当たって、申請者は、デジタル記録やその保存に関する研究や学術文献を引用して裏付けとすることができる。

視聴覚記録

視聴覚媒体は、様々な種類のアナログ形式やデジタル形式で存在する。第3節の基準に対する具体的コメントを参照のこと。「オリジナル」や最古の残存世代の特定は判断次第であることもある。

芸術、文学および音楽作品

これは、その性質上、境界が不明確な分野であり、ユネスコ「世界の記憶」事業では注意深くその先行例を確立してきた。

ユネスコ「世界の記憶」事業では、芸術、文学または音楽作品について、それ自体の芸術的、文学的、音楽的価値のみに基づいて登録しようとするのではないが、重要な単一作品や作品の集合体、またはある人の全作品の起源を示す記録、或いはある作品の卓越した状態や、重要な芸術家や作品の経歴や社会的背景を表現する記録は登録する（優れた作品の初稿や清書、その始まりや途中経過または終わりを示す書簡、芸術家や作曲家または作家の例えば個人的な注釈のついた個人蔵書、インタビューを収めたフィルムやテープなど）。そうした重要性は、美的な質や文化および歴史への影響によって生み出され得る。

仮に例を示すと、ルネッサンスの画家 2 人の関係を示す一群の書簡を申請することができるだろう。これらは記録である。しかし彼らの実際の絵画は、それが記録として重大な価値を持ち、ユネスコ「世界の記憶」登録簿への登録基準を満たすのではない限り、申請対象とはならない。

- 登録例：メトロポリス、グーテンベルク聖書、アストリッド・リンドグレン関連資料、オズの魔法使い、バイユーのタペストリー、ゴシック建築設計図集、ベートーベンの第9交響曲の自筆譜、バヤサンゴリ・シャーナメー、カルロス・ガルデルのタンゴ録音、ロシアのホスター、ニーベルンゲンの歌
- <http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/register/access-by-region-and-country/>

国際登録簿からの除外 [4.2.7]

実務上の必要性から、またいざこざを避けるために、あるタイプの記録については、通常、ユネスコ「世界の記憶」の国際登録簿への登録を検討すべきでないことが経験からわかっている。以下の2つの例は、参考例に過ぎない。

現代の政治指導者や政党

通常、こうしたものはユネスコ「世界の記憶」ナショナルまたはリージョナル・コミッティの然るべき決定に従って国内または地域登録簿への登録がふさわしいものである。しかし、公平かつ客観的であり、またそう見られるべきであるとの必要性は、各ユネスコ「世界の記憶」コミッティが活動する現在の政治状況と対立する可能性がある。ユネスコ「世界の記憶」登録簿は、政治的党派性を持つとの非難を受けてはならない。

ナショナルまたはリージョナル・コミッティがそうした資料の評価を行うことを決定する場合、影響範囲を慎重に検討する必要がある。当該個人または組織は、例えば戦争の開始や終結、社会または政治システムの形成、或いは卓越した洞察や原理の確立など、近年の歴史の形成に良くも悪くも広く影響力があるだろうか？

過去の政治家の影響力が国や地域の境界を越えて及ぶ例は明らかに存在するだろう。そうした場合、当該記録遺産は、ユネスコ「世界の記憶」国際登録の選定基準に照らして評価される必要がある。

憲法およびこれに類する文書

これらは、ユネスコ「世界の記憶」国内登録簿の候補としては適切かもしれないが、その影響力は普通、当該国に限定されるため、国際登録簿や地域登録簿には通常ふさわしくないだろう。例外となるのは、例えば他国の憲法のモデルとなったとか、以来普遍的に受け入れられるようになった原理の先駆けであったなど、明確に広い地理的影響力を持った文書である。

「施設一括」申請 [4.5]

(第1節で説明した) コレクションや保管資料群、またはコレクションや保管資料群の集合体の申請は歓迎されるものの、記録保管施設や図書館または博物館の所蔵品全体の申請は、資料がたまたま同じ施設に収められるようになったという偶然性を超えた重要性、一体性および一貫性が示されない限り、認定されない可能性が高い。さらに、施設の所蔵品は常に変化するもので、そうした申請は通常、閉じて限定的であるとの基準を満たさない。

公の国や市および大学の記録保管所や国立図書館といった施設では、資料の取得が法律で定められていることがあり、司法管轄域と政策および保管資料群が相互に関係し得る。ユネスコ「世界の記憶」登録簿は、その定義により、非常に精選されたもので、顕著な重要性を持つ限定的な遺産を認証しようとするものである。

仮登録 [4.7]

登録は、申請者に残る疑問点（通常は技術的又は所有権に関わる事柄について説明すべき点）に答える機会を与えるため、暫定的に承認されることがある。しかし、IAC は仮登録を回避しようとしており、評価プロセスにおいて何らかの質問を受けた場合は、できるだけ明確な回答を試みなければならない。

金銭価値 [4.4]

ユネスコ「世界の記憶」登録簿に記載されている品目の中には相当な金銭価値があるものもある。登録を得たという事実そのものが、一部においてその価値を高める効果を持つこともあるが、いかなる品目、コレクションまたは保管資料群の金銭価値も、ユネスコ「世界の記憶」の文脈におけるその重要性には**無関係**である。当事業では、そうした金銭価値は考慮されない。

所有権、保管、著作権および管理 [4.4]

ユネスコ「世界の記憶」への申請や登録は、当該記録遺産の既存の所有権、保有、支配状況または著作権にいかなる形でも影響を与えない。ユネスコは、いかなる形の所有権も獲得しない。但し、当該遺産の所有者は、これが適切に管理および手入れされることを**黙示的に**約束したことになる。登録はまた、ユネスコにはこの約束や登録資料の状態について監視する継続的で告知された権利があり、この目的で定期的に保管者に連絡を取ることができることも意味する。申請書に当該資料に関する保管状況やセキュリティおよび管理計画の詳細といった詳細事項の記載をお願いするのはこのためである。一般指針の第 4.4 項は、これについてより詳しく説明している。

見直しと削除 [4.8]

登録は不変ではない。一定の状況において、登録が登録簿から完全に削除されたり、または（本事業が発展を続けるにつれて）ある登録簿から別の登録簿（例えば国際登録簿から地域登録簿、またはその逆）に移動されたりすることがあり得る。理由としては次のようなものが考えられる：

- 当該遺産に深刻な劣化や損傷が生じ、その重要性が損なわれる。
- 登録の根拠が無効であることが後に判明する：例えば当該資料が真正ではないことが後に判明するなど。
- 選定基準に照らして登録を見直したところ、別の登録簿に記載すべきであることが示唆される。

こうした決定は安易に行われるものではなく、一般指針に規定する適正な手続きが踏まれる。

申請にかかる費用は？

準備時間以外かからない。ユネスコは、「世界の記憶」申請の受付や処理に対し手数料は請求しない。

「オリジナル」を申請しなければならないのはなぜか？ なぜ複製ではだめか？ [4.5]

最大限の情報が見つかり、真正性が検証できるのは「オリジナル」である。大抵の場合において、オリジナルは1つしかない。

オリジナルが残存しない場合、ユネスコ「世界の記憶」事業では、残存する最古の世代または複製を申請者に必ず特定してもらうようにする。これは調査や判断次第である場合がある。例えば、印刷がなかった時代、原稿は手で書き写されたため、複数の異なるバージョンが存在することがあり、これらは非常に古いものである場合がある。時代が下るにつれて、オリジナルの特定はより複雑で、不可能にさえなる。

そうした場合、記録遺産に同等の有効性を持つ複数の複製や異なるバージョンが存在するなら（例えば、異なるバージョンや複数言語の初刊本や長編映画）、特定の1つではなく、複数の原本が存在するその**作品**を申請することが望ましいかもしれない。この場合、全ての原本が申請書に記載される（或いは、その後さらに原本が見つかった場合は後から追加されることさえある）。

- ▶ 例：メトロポリス、グーテンベルク聖書

<http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/register/access-by-region-and-country/>

なぜ「閉じて」「確定された」ものか？ (4.5.2)

流動的な状態にあるコレクションや保管資料群または集合体について信頼できる調査を行うことはできないし、ユネスコは知らないうちにその性格が変わってしまう可能性のある記録遺産にユネスコ「世界の記憶」のロゴを授与することはできない。申請対象が限定的で正確に定義されていなければならないのはこのためである。

申請者は申請対象の資料を所有していなければならないか？

いいえ。当該記録遺産の所有者や保管者以外の者から申請書を提出されることは珍しいが、認められる。

申請者や保管者は公的機関でなければならないか？

いいえ。ユネスコ「世界の記憶」事業では、公共／民間団体、営利／非営利団体、並びに団体と個人の間には区別をつけない。

- ▶ 例：カルロス・ガルデル：

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/uruguay_%20records_carlos_gardel.pdf

- ▶ クリストファー・オキグボ・コレクション

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CI/CI/pdf/mow/nomination_forms/50+Africa+Okigbo+papers.pdf

申請される資料は古くなくてはならないか？

いいえ。古さと重要性は無関係である。

申請様式
ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿
Formulaire de proposition d'inscription
Registre international de la Mémoire du monde

1.0 チェックリスト / Liste de contrôle

候補者には、ユネスコ「世界の記憶」の国際事務局に申請書を送付する前に、以下のチェックリストが役に立つかもしれない。様式に斜字体で記載されている情報は単なる指針であり、当該欄の記入が済み次第削除すること。

Les candidats sont invités à vérifier les informations fournies sur la base de la liste ci-dessous avant d'envoyer leur formulaire de proposition d'inscription au Secrétariat du programme de la Mémoire du monde. Les informations mentionnées en italique sont données à titre indicatif et doivent être supprimées une fois les sections complétées.

-
- 要約を記入した (第 1 項)
Résumé dûment complété (section 1)
-
- 申請および連絡先の詳細を記入した (第 2 項)
Identité, description de l'élément proposé et coordonnées complètes de la personne à contacter dûment renseignées (section 2)
-
- 権限に関する宣言に署名し、日付を記載した (第 2 項)
Déclaration sur l'honneur signée et datée (section 2)
-
- 共同提案の場合、第 2 項を適宜変更し、**全員分**の権限に関する宣言を得た
S'il s'agit d'une proposition conjointe, la section 2 doit être modifiée en conséquence et **toutes** les déclarations sur l'honneur obtenues.
-
- 記録遺産を特定した (第 3.1–3.3 項)
Identification du patrimoine documentaire (sections 3.1 – 3.3)
-
- 来歴／出所について記入した (第 3.4 項)
Histoire/provenance dûment renseignées (section 3.4)
-
- 参考文献一覧を記入した (第 3.5 項)
Bibliographie établie (section 3.5)
-
- 最大 3 名／箇所の独立の人または団体の名称、資格、連絡先情報を記入した (第 3.6 項)
Noms, qualifications et coordonnées jusqu'à trois personnes indépendantes ou organisations reconnues (section 3.6)
-
- 所有者について詳細を記入した (第 4.1 項)
Informations sur le propriétaire (section 4.1)
-
- 保管者 (所有者と別の場合) について詳しく記入した (第 4.2 項)
Informations sur le dépositaire – si celui-ci n'est pas le propriétaire (section 4.2)

-
- 法的状況について詳しく記入した (第 4.3 項)
Détails complets concernant le statut juridique (section 4.3)
-
- アクセス可能性について詳しく記入した (第 4.4 項)
Informations sur l'accessibilité (section 4.4)
-
- 著作権の状況について詳しく記入した (第 4.5 項)
Détails complets concernant les droits d'auteur (section 4.5)
-
- 基準が満たされていることを裏付ける証拠を提示したか? (第 5 項)
Les éléments présentés répondent-ils aux critères de sélection ? (section 5)
-
- 追加情報を提供した (第 6 項)
Informations complémentaires fournies (section 6)
-
- 利害関係者との調整について詳しく記入した (第 7 項)
Détails concernant la consultation des partenaires dûment fournis (section 7)
-
- リスク評価について記入した (第 8 項)
Evaluation des risques (section 8)
-
- 「保全およびアクセス管理計画の概要」を記入した。正式な計画がなければ、現行のおよび／または計画されているアクセスおよび保管管理の取り決めに関する詳細を添付すること (第 9 項)。
Joindre un résumé du plan de gestion de préservation et d'accessibilité. Sinon, fournir de plus amples informations sur les conditions actuelles ou prévues d'accessibilité, de conservation et d'entreposage (section 9)
-
- その他の情報を提供した (該当する場合) (第 10 項)
Toute autre information le cas échéant (section 10)
-
- 当該記録遺産を示す適切な再生品質の写真を特定した (300dpi、jpg フォーマット、フルカラーが望ましい)
Reproductions photographiques pertinentes et de qualité identifiées pour illustrer le patrimoine documentaire (300 dpi, format JPG, de préférence en couleur)
-
- 著作権許諾様式に署名し、添付した。登録された場合、当該品目をワールド・デジタル・ライブラリーに含めるよう提案することに対する合意
Joindre les autorisations afférentes aux droits d'auteur signées. Retourner l'accord concernant l'inclusion de l'élément du patrimoine soumis dans la Bibliothèque Numérique Mondiale en cas d'inscription.

申請様式
ユネスコ「世界の記憶」国際登録簿
Formulaire de proposition d'inscription
Registre international de la Mémoire du monde

提案する品目の名称
Nom de l'élément proposé

ID コード[内部使用用]
ID code [pour usage interne seulement]

1.0 要約 (200 ワードまで)

1.0 Résumé (200 mots maximum)

申請する記録遺産の簡単な説明とこれを提案する理由を述べてください。

Décrivez brièvement le patrimoine documentaire proposé et donnez les raisons de sa proposition.

これは申請書の「ショーウィンドウ」であり、**最後に書くのが良い**。読み手が申請書の残りの部分を読まなくても理解できるように、主張したい重要な点を全て含めるべきである。

Cette partie constitue la "vitrine" de votre proposition : elle doit être rédigée, de préférence, en dernier. Elle doit comporter tous les éléments essentiels, de sorte que toute personne qui lira ce résumé puisse saisir votre dossier sans pour autant avoir à lire l'ensemble de votre proposition.

2.0 申請者

2.0 Auteur de la proposition

2.1 申請者 (人または団体) の名称

2.1 Nom de l'auteur de la proposition (individu ou organisation)

2.2 申請する記録遺産との関係

2.2 Relation avec l'élément considéré du patrimoine documentaire

2.3 連絡担当者 (申請に関する情報を提供するため)

2.3 Personne(s) à contacter (et en mesure de fournir des informations sur la proposition)

2.4 連絡先の詳細

2.4 Coordonnées complètes de la personne à contacter

名前 Nom

住所 Adresse

電話 Téléphone

ファクシミリ Fax メール Adresse électronique

2.5 権限に関する宣言

2.5 Déclaration sur l'honneur

私は、自分が本書に記載する記録遺産のユネスコ「世界の記憶」国際登録簿への登録を申請する権限を有することを保証します。

Je certifiesur l'honneur proposer le patrimoine documentaire décrit dans ce document au Registre international de la Mémoire du monde

署名 Signature

氏名 (活字体で)

Nom (en MAJUSCULES)

機関 (該当する場合)

Institution, le cas échéant

日付 Date

3.0 記録遺産の識別情報および内容説明

3.0 Identité et description de l'élément du patrimoine documentaire

3.1 申請されている品目の名称および詳細識別情報

3.1 Nom et identification de l'élément proposé

登録された場合に認定書に記載されるべき正確な名称および機関名を記載してください

En cas d'Inscription, le nom exact et l'Institution apparaîtront sur le certificat qui vous sera fourni

この欄には、何を申請しようとしているか正確にわかるように、当該記録またはコレクションについて十分に詳しく説明しなければならない。コレクションは、限定的（開始日と終了日がある）かつ閉じたものでなければならない。

Dans cette partie du formulaire, vous devez décrire le document ou la collection de façon suffisamment détaillée pour mettre en évidence les raisons de sa proposition. Une collection doit être limitée (comportant une date de début et de fin) et fermée.

3.2 目録または登録詳細

3.2 Catalogue ou référencement

申請対象によっては、目録の添付がコレクションを定義する有効な方法となり得る。これではかさばり過ぎるか実際的ではない場合は、全体的な説明に目録記載品目のサンプルや受託または登録番号を添えたり、またはその他の方法でコレクションの規模や特徴を定義することができる。

Selon l'élément proposé, il peut être utile d'ajouter un catalogue illustrant la collection. Si la taille ou le volume ne le permettent pas, une description complète et détaillée accompagnée d'extraits de catalogue, de numéros d'accession ou de référencement ou tout autre moyen de décrire la taille et les caractéristiques de la collection peuvent être utilisés.

3.3 適切な場合は視覚的資料（例えば当該記録遺産の写真や DVD など）

3.3 Documentation visuelle le cas échéant (photographies, DVD du patrimoine documentaire par exemple)

評価者が当該コレクションまたは記録を視覚化したり聴いたりできるための追加情報となるのであれば、写真（または視聴覚資料の場合は資料の全部もしくは一部の CD、DVD、USB キー）を添付することが有効である。

Il peut être utile d'ajouter des photographies (ou dans le cas de matériel audiovisuel un CD, un DVD, une clé USB de l'ensemble ou d'une partie de l'élément), lorsqu'ils apportent des informations complémentaires pouvant aider les experts à visualiser (ou écouter) la collection ou le document.

3.4 来歴／出所

3.4 Histoire/Provenance

当該コレクションまたは記録の来歴について知っていることを説明する。知識は完全ではないかもしれないが、できる限りの説明をすること。

Décrire ce que vous connaissez de l'histoire de la collection ou du document . Votre connaissance peut être incomplète mais fournissez la meilleure description possible.

3.5 参考文献一覧

3.5 Bibliographie

参考文献一覧は、あなたが申請する遺産について他の人達が独自に述べたり書いたりしたことを示す。自国だけでなく複数の国の学者の言葉を引用でき、またこれらが自機関やユネスコのいずれからも明らかに独立した権威ある意見であれば最良である。

Une bibliographie démontre ce que d'autres ont indépendamment écrit ou dit sur le patrimoine que vous présentez. L'idéal serait que vous citiez des spécialistes de différents pays, autre que le vôtre, et qu'ils fassent autorité, indépendamment de votre institution et de l'UNESCO.

3.6 当該記録遺産の価値および出所について専門知識を持つ最大 3 名／箇所の人または団体の名称、資格および連絡先の詳細

Nom, qualification et coordonnées jusqu'à trois personnes indépendantes (ou organisations) avec une expertise sur la valeur et l'origine du patrimoine documentaire

名称 Nom	資格 Qualifications	連絡先詳細 Coordonnées
-----------	----------------------	----------------------

1.

2.

3.

記載した照会先にはその意見が求められる。ユネスコは、評価のために様々な意見が得られるよう他の信頼すべき照会先にも連絡を取ることがある。

Ces personnes seront contactées pour donner leur avis. L'UNESCO pourra aussi contacter d'autres personnes faisant autorité afin de constituer une liste d'avis pour une meilleure évaluation.

4.0 法的情報

4.0 Informations juridiques

4.1 当該記録遺産の所有者（名前および連絡先詳細）

4.1 Propriétaire du patrimoine documentaire (nom et coordonnées)

名前 Nom 住所 Adresse

電話 Téléphone ファクシミリ Fax メール Adresse électronique

4.2 当該記録遺産の保管者（所有者と異なる場合は名前および連絡先詳細）

4.2 Dépositaire du patrimoine documentaire (nom et coordonnées si différent du propriétaire)

名前 Nom 住所 Adresse

電話 Téléphone ファクシミリ Fax メール Adresse électronique

4.3 法的状況

4.3 Statut juridique

当該記録遺産の保全に関する法律上および管理上の責任について詳細を記載してください。

Fournir les informations afférentes à la responsabilité légale et administrative de la préservation du patrimoine documentaire.

4.4 アクセス可能性

4.4 Accessibilité

当該品目／コレクションへのアクセス方法について説明してください。

Indiquer de quelle manière les éléments / collections sont accessibles

全てのアクセス制限を以下に明確に示すこと：

Toutes les restrictions doivent être explicitement déclarées ci-dessous:

アクセス可能性の向上はユネスコ「世界の記憶」の基本目標である。したがって、アクセス目的のためのデジタル化が奨励されているので、これが既に行われているか、或いは計画されているかについてコメントすべきである。また、アクセスを制限する法的または文化的要因があるかどうかにも言及すべきである。

Encourager l'accessibilité est un objectif fondamental du Programme de la Mémoire du monde. Par conséquent, la numérisation dans le but de faciliter l'accès, est encouragée et vous devez préciser si ce travail est déjà fait ou s'il est prévu. Vous devez également préciser les facteurs culturels ou légaux qui restreignent l'accès.

4.5 著作権の状況

4.5 Droits d'auteur

当該品目／コレクションの著作権の状況について説明してください
Indiquez les droits d'auteur pour chacun des éléments ou la collection

著作権の状況が分かっている場合は述べる。但し、記録やコレクションの著作権の状況は、その重要性には関係せず、登録基準を満たすかどうかの判断においては考慮されない。

Lorsque les droits d'auteur sont connus, ceux-ci doivent être déclarés. Cependant, les droits d'auteur d'un document ou d'une collection **n'ont aucune incidence** sur son importance. Ils ne sont pas pris en compte pour déterminer si les critères d'inscription sont remplis ou non.

5.0 選定基準に照らした評価

5.0 Evaluation des critères de sélection

5.1 真正性

5.1 Authenticité

当該記録遺産は見かけ通りのものであるか？ 身元や出所は確実にわかっているか？

Est-ce que ce patrimoine documentaire est authentique? Son identité et sa provenance sont-elles établies de manière fiable?

5.2 世界的な重要性

5.2 Importance mondiale

当該遺産は唯一かつ代替不可能か？ それが失われることは、人類遺産を貧弱化させ有害であるか？それは長期的、および／または世界の特定文化圏内に多大な影響を及ぼしたか？歴史の流れに多大な（プラスまたはマイナスの）影響があったか？

Ce patrimoine est-il unique et irremplaçable? Sa disparition constituerait-elle un appauvrissement néfaste du patrimoine de l'humanité? A-t-il eu un impact majeur sur le temps et / ou dans une aire culturelle particulière du monde? A-t-il eu une influence majeure (positive ou négative) sur le cours de l'histoire?

5.3 相対的基準：

5.3 Critères comparatifs :

当該遺産は以下の審査項目のいずれかを満たすか？（少なくとも一つを満たさなければならない。）

Ce patrimoine documentaire répond-t-il aux tests suivants? (Il doit répondre au moins à l'un d'eux)

1 時間、時代的側面

1 Le temps

当該記録はその時代（危機の時代、重大な社会的・文化的変化の時代など）を代表するものであるか？
新たな発明を象徴するか？或いは「世界初」のものか？

Le document est-il représentatif de son époque (qui peut être une période de crise ou d'important changement social ou culturel? Représente-t-il une découverte ou est-il le « premier de son genre »?)

2 場所、地域的側面

2 Le lieu

当該記録は世界の歴史や文化において重要な場所に関する決定的情報を含むか？例えば、その場所自体が当該記録によって代表される出来事や現象に重要な影響を及ぼしたか？以来消滅した物理的環境や都市または施設を描写するものか？

Le document contient-il des informations déterminantes à propos d'un lieu important pour l'histoire du monde et pour la culture? Par exemple, le document représente-t-il une influence importante ou un phénomène par le seul fait de sa localisation? Décrit-il un environnement physique, des villes ou des institutions qui ont disparus depuis?

3 人々、人間的側面

3 Les personnes

当該記録が作成された文化的背景は、人間の営みや社会、産業、芸術または政治の発展の重要な側面を反映しているか？或いは重大な動き、変遷、進歩または逆行の本質を捉えているか？それは上記分野における著名な個人の人生を描いているか？

Le contexte culturel de la création du document reflète-t-il un aspect significatif du comportement humain ou du développement social, industriel, artistique ou politique ? Ou saisit-il l'essence de grands mouvements, de transitions, d'avancées ou de régressions ? Illustre-t-il les vies d'individus éminents dans ces domaines ?

4 題材とテーマ性

4 Sujet et theme

当該記録の題材は、自然、社会および人文科学、或いは政治学、イデオロギー、スポーツまたは芸術における特定の歴史的または知的発展を象徴しているか？

L'objet du document représente-t-il des développements historiques ou intellectuels particuliers dans les sciences naturelles, sociales ou humaines ? Ou dans les domaines politiques, idéologiques, sportifs ou artistiques ?

5 記録形態

5 Forme et style

当該記録には卓越した美的、様式的または言語的価値があるか？ 或いは、ある種の体裁、慣習または媒体の典型例であるか？ 消滅したかまたは消滅しつつある単体又は形式の実例であるか？

Le document a-t-il une exceptionnelle valeur esthétique, stylistique ou linguistique? Ou est-ce un modèle typique d'un type de présentation, de coutume ou bien les deux ? Est-il un exemple de support ou de format disparu ou en voie de disparition ?

6 社会的／精神的／コミュニティー的な重要性：

6 Importance sociale / spirituelle / communautaire

この基準の適用は、現存の重要性を反映するものでなければならない— 記録遺産は現代を生きる人々に対し感情的な威力を持つか？ 聖なるものとして、またはその神秘的性質のために崇められ、或いは重要な人物や出来事との関連のために崇拜されているか？

(当該記録遺産をその社会的・精神的・共同体的重要性故に崇めてきた人々が崇めることをやめるか、または死んでしまったら、当該遺産はその特有の重要性を失い、いずれは歴史的重要性を獲得する可能性がある。)

L'application de ce critère doit refléter l'importance du patrimoine documentaire aujourd'hui - Quel impact affectif le patrimoine documentaire a-t-il sur les individus vivants de nos jours ? Est-il vénéré comme un saint ou pour ses qualités mystiques, ou respecté pour son association avec des personnes et des événements importants ?

(Si les personnes qui vénéraient le patrimoine documentaire pour sa signification sociale / spirituelle / communautaire ont disparues, celui-ci perd certes cette importance spécifique mais peut éventuellement acquérir une signification historique.)

6.0 関連情報

6.0 Information contextuelle

6.1 希少性

6.1 Rareté

6.2 完全性

6.2 Intégrité

7.0 利害関係者との相談

7.0 Consultation des partenaires

7.1 この申請の重要性および保全に関して利害関係者に行った調整の詳しい内容を書いてください。

Fournir les informations sur la consultation des partenaires au sujet de la proposition, de son importance et de sa conservation

申請を行っている機関自体以外に、申請書の準備プロセスにおいて相談したその他の団体やグループはあるか？ある場合、そうした団体は申請に賛成したか反対したか、または有用なコメントがあったか？

En dehors de l'institution auteur de la proposition, d'autres organisations ou groupes ont-ils été consultés dans le processus de préparation de la candidature ?- et, si oui, l'ont-ils soutenu, s'y sont-ils opposé ou ont-ils des commentaires utiles à faire ?

8.0 リスクの評価

8.0 Evaluation des risques

この記録遺産に対する脅威の性質および範囲を詳述してください。

Précisez la nature et l'étendue des menaces auxquelles l'élément du patrimoine documentaire est exposé.

場所が足りない場合は別個の陳述書を添付する。

Joindre une déclaration séparée si l'espace est insuffisant.

正確かつ正直に書くこと。理由に関わらず当該記録が危険にさらされている場合はそう述べるように。

ユネスコは実情を知る必要がある。

Soyez précis et honnête. Si votre document est à risques, précisez- le. L'UNESCO doit connaître sa réelle situation.

9.0 保全およびアクセス管理計画

9.0 Plan de preservation et d'accessibilité

9.1 この記録遺産のための管理計画は存在するか？

9.1 Existe-t-il un plan de gestion pour ce patrimoine documentaire ?

はい OUI いいえ NON

はいの場合は計画の概要を添付する。いいえの場合は当該資料の現在の保管管理状況の詳細を添付する。

Si oui, joignez un résumé du plan. Dans le cas contraire, vous êtes prié d'attacher davantage de renseignements afférents au stockage et au gardiennage des documents.

10.0 その他の情報

10.0 Informations complémentaires

この記録遺産のユネスコ「世界の記憶」国際登録簿への記載を後押しするその他の情報があれば詳述してください。申請が認定された場合、あなたはユネスコ「世界の記憶」事業促進のためにこれをどのように利用しますか？

場所が足りない場合は別個の陳述書を添付する。

Précisez toute autre information qui appuie l'inscription de ce document au Registre de la Mémoire du monde. Si la proposition est retenue, comment l'utiliserez-vous pour promouvoir le Programme Mémoire du monde ?

Joindre une déclaration séparée si l'espace est insuffisant.